

向陽高等学校運動部活動に係る活動方針

1 部活動のねらい

- 1) 運動部活動をととして、自主性・協調性・責任感・克己心・自律心等を育み、社会性と生きる力を身に付けさせる。
- 2) 運動部活動をととして、部員同士、部員と部活動顧問の好ましい人間関係を構築するとともに、集団への帰属意識を高め、学校生活満足度を向上させる。
- 3) 運動部員のリーダーシップを育成し、学校生活をリードする生徒の育成に努める。
- 4) 競技力・体力の向上を目指し、各種大会において目標とする成績の獲得を目指す。

2 休養日及び活動時間

1) 休養日の設定

- ① 1週間のうち、平日に1日以上休養日を設定する。
- ② 休日（土曜日・日曜日・祝日及び振替休日等）は、1ヶ月のうちに完全休養日を1日以上設定する。なお、家庭の日（毎月第3日曜日）を考慮する。
- ③ 長期休業日（夏休み・冬休み）においては、お盆や正月等の家庭行事にも配慮し、連続3日以上休養日を設定する。

2) 活動時間の設定

- ① 平日については、19時完全下校とする。但し、ソフトボール部については、グラウンドへの移動時間等を考慮し19時30分完全下校とする。
- ② 休日（土曜日・日曜日・祝日及び振替休日等）については、4時間以内の活動を原則とする。但し、練習試合等を行う場合においては、この限りではないが、校長の承認を得ることを条件とする。
- ③ 定期考査の時間割発表から定期考査終了日前日までの期間において、部活動を行う場合は、1時間程度を限度として、18時完全下校とする。
但し、定期考査終了日から2週間以内に公式大会（高体連主催・共催大会）が開催される場合は、平日2時間程度、休日3時間程度の活動を認めるが、大会実施要項を添付した所定の様式により校長の承認を得る。

3 活動計画の作成と提出・承認及び公開

- 1) 運動部顧問は、月単位の練習計画を前月20日までに生徒会に提出し、生徒会は一覧表にまとめて、校長に提出し承認を得る。
- 2) 運動部顧問は、年度当初に大会出場に関する年間計画を作成し生徒会に提出する。生徒会は、各部活動から提出された大会参加計画を一覧表にまとめて校長に提出し承認を得る。
- 3) 校長は、運動部活動の活動計画をホームページへの掲載により公表する。
- 4) 運動部顧問は、大会参加計画並びに月単位の練習計画については、校長の承認を得た後、部員・保護者に通知する。
- 5) 大会への参加や練習試合等の活動許可願、並びに学園部活動車の利用願については、

10日前までに手続きを完了する。

- 6) 1年間に参加できる大会数は10回までを原則とする。但し、県大会において出場権を獲得した上部大会（九州大会・全国大会）は出場回数に含まない。

4 研修参加及び情報の共有、並びに保護者や外部指導者との連携

- 1) 全部活動がスポーツ医・科学的な根拠に基づく指導方針に則って運営されるよう、県や体育協会、競技団体が主催する研修会等に積極的に参加し、参加者による伝達講習を開催し、その情報を共有しながら部活動運営に活用する。
- 2) 各部活動ごとに保護者会を年1回程度開催するなど、活動状況や活動計画等の部活動情報を保護者に提供し、部活動に関する理解を深める。
- 3) 外部指導者の活用については、特に専門外種目の部顧問の部活動に配慮する。

5 熱中症等の事故防止について

- 1) 気温や湿度等を常に意識して、無理な活動とならないよう配慮する。特に熱中症による事故防止に細心の注意を払い、活動時間の短縮並びに活動内容の変更や中止等、万全の対策を講じる。また、水分・塩分の補給や体温の冷却、不調を訴える生徒の病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

なお、屋外競技においては、雷情報にも細心の注意を払い事故防止に努める。

- 2) その他、部活動における危機管理については、別に定める。

6 生徒のニーズを踏まえた運動部設置の検討

- 1) 運動部活動の設置については、生徒数や生徒のニーズ、教員の専門性等を考慮しながら定期的に検討していく。
- 2) 新たな部活動を設置する場合においては、施設・設備、スクールバスの運行時間等を考慮しながら検討する。